



生活保護減額訴訟の判決を受け、「不当判決」などと書かれた紙を掲げる弁護士ら＝14日午後、秋田市

生活保護減額を追認

仙台高裁 秋田支部

国が2013〜15年に生活保護基準額を引き下げたのは違法として、秋田市内の利用者12人が減額処分取り消しを求めた訴訟の控訴審判決が14日、仙台高

裁秋田支部でありました。齊木利夫裁判長は請求を退けた一審秋田地裁判決を支持し、原告側の控訴を棄却しました。

29都道府県で起こされた同種訴訟で3件目の高裁判決。大阪高裁は昨年4月、逆転で原告敗訴とした一方、同11月の名古屋高裁は処分を取り消した上で、初めて損害賠償まで認めていました。地裁段階では昨年、原告勝訴が11に対し、敗訴は2でした。

齊木裁判長は、保護基準額などの見直しについて「相応の合理性がある」と指摘。その上で「厚生労働相の判断に裁量権逸脱や乱用があったとは認められない」と結論付けました。

国は13年以降、物価下落などを理由に、生活扶助の基準額を段階的に引き下げました。下げ幅は平均6.5%で、削減額は年約670億円に上りました。